

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令については、平成19年3月30日厚生労働省令第52号（以下「改正省令」という。）をもって公布したところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

記

第一 改正の趣旨

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条において、薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤するときに限り、当該居宅等において調剤の業務の一部を行うことができることとしている。

今般、改正薬剤師法第22条の規定を平成19年4月1日に施行するに当たり、医療を受ける者の居宅等の範囲、居宅等で行うことができる調剤の業務等を定めるため、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部を改正したものである。

第二 改正の内容

- 1 医療を受ける者の居宅等（改正省令による改正後の薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）第13条関係）
 - (1) 法第22条に規定する「居宅その他の厚生労働省令で定める場所」は、次のとおりとすること。
 - イ 居宅
 - ロ 次に掲げる施設の居室
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、

同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第2号に規定する第1種自閉症児施設を除く。）、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設（同令第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設（同令第68条第3号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第44条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）

- ② 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設
- ③ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設
- ④ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- ⑤ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホーム

(2) なお、(1)イの居宅については、次に掲げる施設を含むこと。

- ① 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居
- ③ 介護保健法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅
- ④ 障害者自立支援法第5条第10項及び第16項に規定する共同生活を営むべき住居

(3) (1)ロに掲げる施設の居室については、施設に入所し、原則として当該施設を生活の本拠としている場合のみ法第22条に規定する「居宅その他の厚生労働省令で定める場所」とすること。

(4) また、介護保険法第106条の規定により、介護老人保健施設は、病院又は診療所に含むものとする。

2 医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、薬剤師が行うことのできる調剤の業務（規則第13条の2関係）

(1) 医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において行うことのできる調剤の業務は次のとおりとすること。

イ 薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるか確認すること

ロ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認すること

(2) (1)の規定にかかわらず、医療を受ける者の居宅等において、次に掲げる業務を行うことは差し支えないこと。

- ① 処方せんを受領すること
- ② 処方せんが偽造でないこと又はファクシミリで電送された処方内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方せんがファクシミリで電送されたものと同一であることを確認すること
- ③ 薬剤を交付すること

(3) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為については、従前のおり薬局において行うものであること。

3 調剤の場所の特例に関する特別の事情（規則第13条の3関係）

(1) 改正薬剤師法第22条ただし書に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとすること。

イ 災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合

ロ 患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な物が処方された場合その他これらに準ずる場合に、薬剤師が1(1)に掲げる医療を受ける者の居宅等を訪問して2(1)の業務を行う場合

(2) なお、(1)ロの「その他これらに準ずる場合」については、次のような場合が想定されること。

- ① 患者が老人で一人暮らし又は現にその看護に当たっている者が薬局の営業時間中に来訪できない場合
- ② 遠隔診療に基づき薬剤が処方された場合

4 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、平成19年4月1日から施行するものであること。

(2) 経過措置

改正省令の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二の1(1)ロに掲げる施設の居室のほか、次に掲げる施設の居室を法第22条に規定する「居宅その他の厚生労働省令で定める場所」とすること。

- ① 同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）
- ② 同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者復帰施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）
- ③ 同法附則第58条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすること

ができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）